

令和6年度行政事業レビューにおける優良事業改善事例

事業名：下請法違反行為に対する措置

事業概要

- (1) 定期調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査（実地調査、招致調査等）を行い、違反行為が認められた場合には、勧告又は指導の措置を講ずる（活動内容①）。
- (2) 下請事業者の利益保護には早期解決が重要であること、限られたリソースを有効活用し、より効果的な法執行を行う必要があることから、下請法違反事件の処理期間の短縮に取り組んでいる（活動内容②）。
- (3) 定期調査は、違反行為に関する情報収集の重要なツールであるとともに、親事業者が定期調査に回答する過程で下請法の規定を認識し、自社の下請法遵守状況を点検することになるため、定期調査の実施は親事業者に対する下請法の普及啓発の効果を有する。そのため、親事業者向けの定期調査の回収率の向上に向けた取組を行っている（活動内容③）。

選定理由

- (1) 活動内容③（定期書面調査）において、より多くの情報収集を図り下請取引の公正化等を実現するために、回収率の向上を図るという課題の設定が明確であること
- (2) 短期アウトカムの成果指標（定期調査の回収率）が、活動状況を的確に測定でき、かつ、活動状況の異変を早期に検知することができるような指標であること
- (3) 上記指標（定期調査の回収率）の一時的な下落に対して、早期に改善の取組が講じられ、翌年度から改善の効果が現れており、今後の活動においても当該改善の取組は有効であると考えられること
- (4) 調査票の発送数増加に伴い起こり得る問題についても事前に想定し、考えられる対応を採っていること
- (5) 調査プロセスや調査方法についても、これまでの経験を踏まえて見直しを行い、より効率的・効果的なものへと改善を行っていること

選定プロセス

- ・ 行政事業レビュー推進チームの投票により令和6年6月19日に優良事業改善事例の選定を行った。

横展開の方法

- ・ 令和6年7月に、行政事業レビュー推進チームの統括責任者である官房政策立案総括審議官から、幹部職員に対してメールを送信し、優良事業改善事例の周知を行った。さらに、同月、全職員が日常的に利用するグループウェアに優良事業改善事例を掲載し、全職員に対して周知した。